

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上越市長 中川 幹太

市町村名 (市町村コード)	上越市 (15222)	
地域名 (地域内農業集落名)	中郷区 (板橋、藤沢、坂本、二本木、松崎、市屋、五反田、片貝、江口、福崎、宮野原、稻荷山、四ツ屋、八斗蔭、岡川、福田、岡沢)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月31日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中郷区は、上越市の南側に位置し、片貝川と洪江川と中心に17集落が点在する中山間地域であり、年々、過疎化・高齢化が進んでいる。現在の人口は3,140人で高齢化率は47.0%であり、農業従事者の高齢化による労働力不足によって、年々農地の適正利用が困難となるどころが増えてきている。

持続的な農地利用を確保していくためには、地域で定期的に利用状況を確認し、地区内の担い手はもとより、地区外の農業者や農事組合法人と連携を図りながら、将来へ受け継いでいく農地を維持していく仕組みの構築が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中郷区で農業と共に生活する担い手の確保・育成を図るため、農地の集積・集約化を進めるとともに、ICTを活用したスマート農業を導入するなど、農作業の効率化や生産コストの縮減につながる取組を推進していく。

また、農業従事者の減少に対応していくため、地区外の担い手への農地の集積・集約化が円滑に進むよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築や条件整備に取り組み、地区内外の担い手によって地域農業を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	436 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	436 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

優良農地保全の観点から農振農用地をその区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
地域内外の担い手(認定農業者や認定新規就農者など)の作業効率の向上や計画的な規模拡大が図られるよう、農業委員会地区担当(農業委員・農地利用最適化推進員)が調整役となって、地域と連携して農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営の縮小や離農、農作業の効率化による農地の交換などの際は、農地中間管理機構を活用し、農地の最適化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、基盤整備を検討する際は、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化や汎用化等を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から多様な経営体を受け入れ、農業関係機関・団体と連携し、農地の確保や栽培技術の指導、各種補助制度を活用した支援など、相談から定住までの幅広い取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化や労働力不足の解消を図るため、必要に応じて集落外及び地区外の農業法人等に農作業の一部を委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策
イノシシやシカ等の被害を抑止するため、「電気柵による鳥獣の侵入防止」と「鳥獣が出没しにくい環境づくり」を地域全体で実践していく。

⑤果樹等
地域の特産物として、ネマガリダケやブルーベリーを活かした商品開発や生産者と消費者をつなぐイベントの開催を通して地域農業の活性化を図っていく。

⑩その他
日本曹達株式会社(二本木工場、東京本社)との交流会を通して、米を中心とした中郷区産農産物の販路拡大及び交流人口の増加に向けた検討を進めていく。